

医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整合性の確保

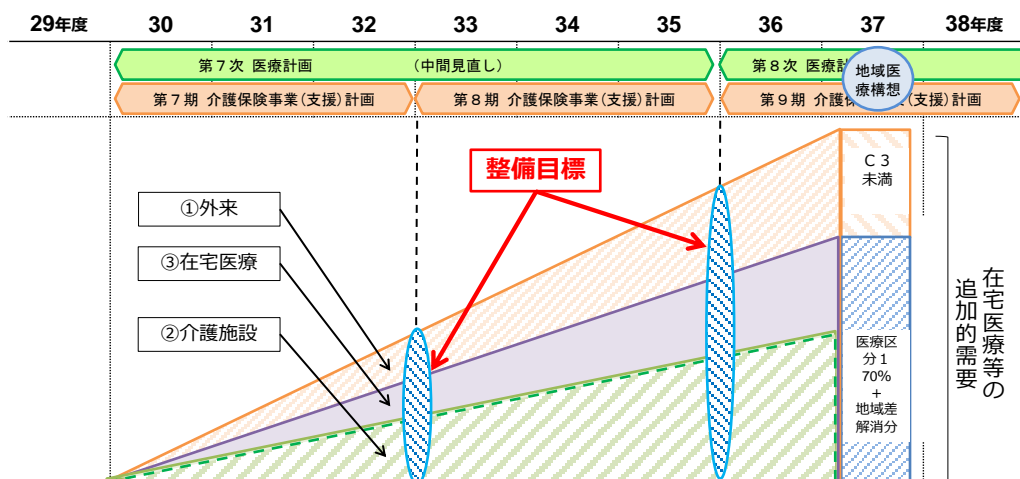
1 趣旨

香川県地域医療構想では、病床の機能分化・連携の推進による慢性期機能から介護施設や在宅医療等への転換に伴う新たな追加的需要（注1）を見込んでいますが、この新たな追加的需要について、在宅医療や外来診療などの医療分野での対応とするのか、平成29年改正介護保険法により新たに創設される、医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた「介護医療院」をはじめとする介護分野での対応とするのか、それぞれの必要量を踏まえ、第七次香川県保健医療計画の在宅医療の整備目標と第7期香川県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画を含む）のサービスの見込み量を整合的に設定することとされています。

（注1）追加的需要の範囲

- ・【医療区分I 70%】 療養病床の入院患者うち、医療区分Iの70%の医療需要
- ・【地域差解消分】 療養病床の医療需要のうち、入院受療率の地域差を解消することにより在宅医療等で対応が必要となる医療需要
- ・【C3 基準未滿】 一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が175点未滿の医療需要

※ これらの推計値は、厚生労働省から提供されたデータを用いて算出することとされている。
 ※ 平成32年度（2020年度）及び平成35年度（2023年度）の推計値は、平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）までの8年間で、比例的に逆算して推計することとされている。



2 追加的需要の対応

第七次香川県保健医療計画及び第7期香川県高齢者保健福祉計画における追加的需要への対応については、次のとおりとします。

- ① 【C3 基準未滿】の患者については、外来診療で対応することとします。
- ② 転換意向調査（平成29年）により把握した指定介護療養型医療施設及び医療療養病床からの介護保険施設等への移行等を見込む介護保険施設等の追加的需要は、第7期香川県高齢者保健福祉計画におけるサービス見込み量で対応することとします。
- ③ ①と②を除いた需要については、在宅医療で対応することとします。

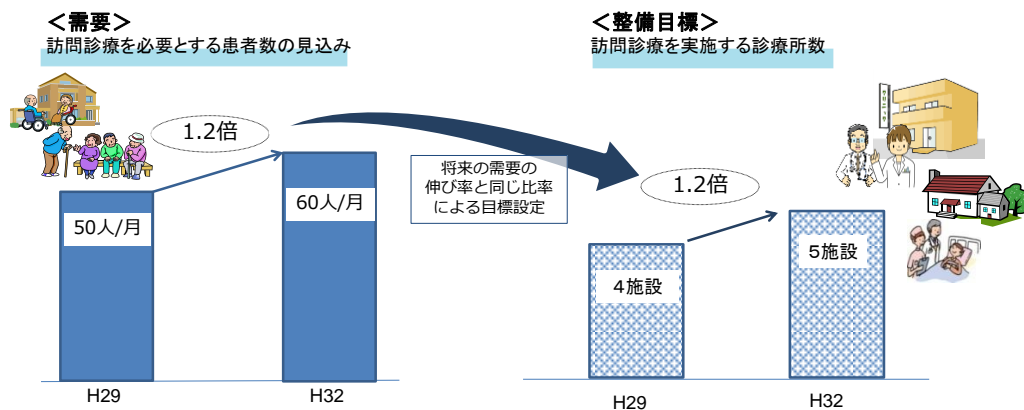
3 在宅医療の需要

第七次香川県保健医療計画における在宅医療の需要は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年7月31日付け医政地発0731第1号厚生労働省医政局指導課長通知）に基づき、追加的需要のうち③の在宅医療で対応する需要に高齢化の進展による訪問診療患者の需要を合算した値とし、「訪問診療を実施する診療所・病院数」を在宅医療の整備目標として設定したものです。

訪問診療を実施する医療機関数に関する整備目標のイメージ①

- ・ 算出された将来の需要の伸び率と同じ比率で、在宅医療を実施する施設数を増やした値を目標とする。

$$\text{H32年の在宅医療の実施設数} = \text{H29年の実績施設数} \times (\text{H32の需要} \div \text{H29の需要})$$



出典：厚生労働省「平成29年度医療計画策定研修会資料」

4 追加的需要の推計、整備目標及び見込み量

①追加的需要

(人/日)

年度	項目	香川県	東部	小豆	西部
H37年度	追加的需要	2,646	1,102	110	1,434
H32年度	追加的需要	992	413	41	538
	外来	489	243	15	230
	介護分 (介護医療院等転換)	266	20	26	220
	在宅医療分	237	150	0	87
H35年度	追加的需要	1,984	826	83	1,075
	外来	978	487	31	461
	介護分 (介護医療院等転換)	698	218	39	441
	在宅医療分	308	122	13	174

②追加的需要を踏まえた医療計画における在宅医療の整備目標

	H27年度	H32年度	H35年度
在宅医療の需要 (人/日)	5,308	6,020	6,376
H27年度からの在宅医療の増加率		1.134	1.201
訪問診療を実施する診療所・病院 (施設数)	288	327	346

※ 在宅医療の需要には、①の追加的需要（在宅医療分）に加え、足下の訪問診療を利用する患者を含めている。

③追加的需要を踏まえた介護サービスの見込み量

- 追加的需要のうち、介護分については、指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から介護医療院等への転換予定床数を人数として見込むこととします。
- これらを踏まえた介護サービスの見込量については、現在市町で数値を精査中であり、第7期香川県高齢者保健福祉計画に反映させます。